

資 料

イギリス2006年会社法（9）

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

川 島 いづみ
菊 田 秀 雄

イギリス2006年会社法（9）

第15編 第11章・第12章（第454条～第474条）

第19編 社債（第738条～第754条）

第21編 有価証券およびその譲渡（第768条～第790条）

第15編 計算および報告（ACCOUNTS AND REPORTS）

第11章 瑕疵ある計算書類および報告書の訂正

(Revision of defective accounts and reports)

〔解 説〕

第15編第11章では、瑕疵ある計算書類および報告書の訂正について、任意の訂正と、国務大臣または国務大臣が授権した者による裁判所への申立と裁判所の命令による強制的な訂正手続、そしてそのための情報請求権等について規定している。第454条は任意の訂正に関する規定であり、1985年会社法第245条を踏襲するものである⁽¹⁾。本条第3項には、訂正年次計算書類等に対する本法の適用について、国務大臣の規則制定権限が定められ、国務大臣は、訂正前の計算書類等がすでに構成員に送付された場合に、取締役が執るべき措置についても定めることができるとされている。これに基づく2008年の規則、the Companies (Revision of Defective Accounts and Reports) Regulations 2008⁽²⁾には、第146条の情報に関する権利に対応して、取締役が情報に関する権利を享受する被指名者に対しても訂正について注意喚起すべきことなどが規定されている。第455条は、1985年会社法第245A条を踏襲するもので、計算書類等に疑義のある場合の取締役に対する国務大臣の通知について規定する。第456条

(1) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006 (2006), at para. 700.
以下、1985年会社法の条項との関係についての解説は、DTIの同資料によっている。

(2) S.I. 2008/373.

と第457条は、裁判所への申立に関する規定であり、1985年会社法第245B条および第245C条に代替するものである。第457条は、国務大臣に、計算書類等の訂正を命ずることを求める裁判所への申立について、授権する権限を与えており、係る授権命令は不採択決議手続の対象とされる。従来から、財務報告評議会 (the Financial Reporting Council Limited) の定款規定により設置される財務報告レビューパネル (the Financial Reporting Review Panel: FRRP) が唯一の授権された者とされており、2008年の授権命令⁽³⁾により、現在もFRRPへの授権が継続されている。第458条は、1985年会社法第245D条および第245E条に代替する規定であり、第457条により授権された者への内国歳入・関税庁長官による情報開示について定める。第459条は1985年会社法第245F条に代替するもので、会社の役員・従業員および会計監査役に対する授権された者の情報等請求権を規定する。情報または文書の提供を拒絶された場合には、裁判所に対してその提供命令を求めることができる。第460条と第461条は、強制的な権限に基づいて取得された情報等の利用の制限について規定しており、1985年会社法第245G条、第245G条第3項と付則7Bに代わるものである。第462条は、1985年会社法第245G条第4項ないし第6項に代替するものであり、授権された者が取得する情報に関する開示規定の変更権限を、国務大臣に与えている。第15編は、2008年4月6日から施行されている。

〔条 文〕

任意の訂正 (Voluntary revision)

第454条 計算書類等の任意の訂正 (Voluntary revision of accounts etc)

(1) 会社の取締役は、次の各号に掲げるものが本法（または、IAS規則第4条）を遵守していないと認めるときは、訂正計算書類、訂正報告書または訂正した要旨を作成することができる。

- (a) 当該会社の年次計算書類
- (b) 取締役報酬報告書または取締役報告書
- (c) 当該会社の計算書類等の要旨

(2) 従前の計算書類または報告書の謄本がすでに構成員に送付され、登記官に提出され、または、(公開会社において)株主総会に提出されているときは、その訂正は次の各号に掲げることを確認してなされなければならない。

-
- (3) The Companies (Defective Accounts and Directors' Reports) (Authorised Person) and Supervision of Accounts and Reports (Prescribed Body) Order 2008 (S.I. 2008/623).

- (a) 従前の計算書類または報告書が本法（または、IAS 規則第4条）を遵守していなかった点を訂正すること
- (b) 結果として必要となる変更をなすこと
- (3) 国務大臣は、次の各号に掲げる事項について、本法の規定の適用に関する規則を制定することができる。
 - (a) 訂正年次計算書類
 - (b) 訂正取締役報酬報告書もしくは訂正取締役報告書、または、
 - (c) 訂正した計算書類等の要旨
- (4) 前項の規則は、なにかんずく、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
 - (a) 従前の計算書類、報告書もしくは要旨との差替え、または、訂正箇所を示す文書による補充に応じての異なる定め
 - (b) 訂正した計算書類、報告書または要旨に関する会計監査役職務
 - (c) 従前の計算書類もしくは報告書が、次に掲げる場合に該当するとき、または、従前の計算書類もしくは報告書の情報を含む計算書類等の要旨が構成員に送付されたときは、取締役等に当該規則に定める措置をとるよう要求すること
 - (i) 第423条に基づき構成員その他の者に送付した場合
 - (ii) 当該会社の株主総会に提出した場合
 - (iii) 登記官に提出した場合
 - (d) 当該規則に定める追加、例外および変更に服して、（刑事罰に関する規定を含めて）本法の規定が適用されること
- (5) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

国務大臣の通知 (Secretary of State's notice)

第455条 計算書類または報告書に関する国務大臣の通知 (Secretary of State's notice in respect of accounts or reports)

- (1) 本条は、次の各号に掲げる場合に該当し、国務大臣が、当該計算書類または報告書が本法（または、IAS 規則第4条）を遵守しているかに疑念を抱く場合に、適用される。
 - (a) 会社の年次計算書類もしくは取締役報告書の謄本が第423条に基づいて送付された場合、または、
 - (b) 会社の年次計算書類もしくは取締役報告書の謄本が登記官に提出され、または、（公開会社の場合には）株主総会に提出された場合
- (2) 国務大臣は、会社の取締役に對して、前項の疑念を生ずる点を指摘した通知を発することができる。
- (3) 前項の通知は、取締役が当該計算書類もしくは報告書について説明し、または、訂正計算書類もしくは訂正報告書を作成するために、1月以上の期間を設けねばならない。
- (4) 国務大臣は、前項に定める期間または国務大臣がこれを延長した場合にはその延長した期間の終了時点において、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとき

は、裁判所に申し立てを行うことができる。

(a) 取締役が当該計算書類もしくは報告書について十分な説明を行わない場合

(b) 取締役が当該計算書類もしくは報告書を本法（または、IAS 規則第 4 条）を遵守するように訂正していない場合

(5) 本条の定めは、訂正年次計算書類または訂正取締役報告書に対して、訂正が再訂正を意味するように、同様に適用される。

裁判所への申立 (Application to court)

第456条 瑕疵ある計算書類または報告書に関する裁判所への申立 (Application to court in respect of defective accounts or reports)

(1) 裁判所に対する申立は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に、行うことができる。

(a) 国務大臣 第455条の定めを遵守した後に、または、

(b) 会社の年次計算書類または取締役報告書が、本法（または IAS 規則第 4 条）の要件を遵守していないことの確認 (a declaration (in Scotland, a declarator)), および、訂正計算書類または訂正報告書の作成を会社の取締役に命ずる命令を求めるために、本条の適用について国務大臣の授權を受けた者

(2) 申立人は、登記官に対して登記のために、申立の通知を、当該手続において問題となる事項に関する一般的な説明を添えて、発するものとする。

(3) 裁判所は、訂正計算書類の作成を命ずるときは、次の各号に掲げる事項、および、裁判所が適当と思量するその他の事項に関する指示を与えることができる。

(a) 計算書類の監査

(b) 取締役報酬報告書、取締役報告書または計算書類等の要旨の訂正、および

(c) 従前の計算書類に依拠すると思われる者が命令に気付くように取締役がとるべき措置

(4) 裁判所は、訂正取締役報告書の作成を命ずるときは、次の各号に掲げる事項について指示を与えることができる。

(a) 会計監査役による報告書のレビュー

(b) 計算書類等の要旨の訂正

(c) 従前の報告書に依拠すると思われる者が命令に気付くように取締役がとるべき措置

(d) 裁判所が適当と思量するその他の事項

(5) 裁判所は、計算書類または報告書が本法（または、IAS 規則第 4 条）を遵守していないと認める場合に、取締役が瑕疵ある計算書類または報告書を承認した当事者であるときは、次の各号に掲げる費用の全部または一部を、当該取締役が負担するよう命ずることができる。

(a) 申立の費用および付随的な費用

(b) 訂正計算書類または訂正報告書の作成のために会社が負担する合理的な費用
本項の適用については、当該計算書類または報告書の承認当時の会社のすべての取

締役は、承認を阻止するためにあらゆる合理的な措置を講じたことを立証しない限り、承認した当事者であったと看做されるものとする。

(6) 裁判所は、第5項の命令を下すときに、瑕疵ある計算書類または報告書を承認した当事者である取締役が当該計算書類または報告書が本法（または、IAS 規則第4条）を遵守していないことを知っていたかまたは知っているべきであったかを考慮して、当該命令から取締役を除外すること、または、取締役毎に異なる金額の支払を命ずることができる。

(7) 本条に基づく申立手続の終結に当たり、申立人は、登記官に対して登記のために裁判所の命令の謄本を送付し、または、登記官に対して申立の却下もしくは取下げを通知しなければならない。

(8) 本条の定めは、訂正年次計算書類もしくは訂正取締役報告書に対して、訂正が再訂正を意味するように、同様に適用される。

第457条 裁判所への申立を授権されるその他の者 (Other persons authorised to apply to the court)

(1) 国務大臣は、命令（授権命令）により、次の各号に該当すると思われる者に、第456条の適用について授権することができる。

(a) 計算書類および取締役報告に関する本法（または、IAS 規則第4条）の要件の会社による遵守に利害関係を有し、その確保を指示するために必要な手段を有する者

(b) 会社の年次計算書類および取締役報告書に関する苦情を受け、これを調査するための十分な手段を有する者

(c) 授権することが適切であるその他の者

(2) 前項の授権は、一般的にまたは特定の事項に関して与えることができ、異なる者に異なる事項に関して与えることができる。

(3) 国務大臣は、授権した者または授権することになると予想される者が他にいることを考慮して、授権を拒絶することができる。

(4) 授権された者が法人格のない団体であるときは、当該団体が授権された者として提起する訴訟手続、または、その手続に関して果たす職務は、当該団体の創設を定める定款を有する法人の名称において、遂行することができる。

(5) 授権命令は、授権された者の役割の遂行に関連して、国務大臣が適当と思量する要件その他の規定を定めることができる。ただし、国務大臣は、その者が授権されたときに、当該規定に従って授権された者としての役割を遂行すると認められない場合には、かかる命令を与えることはできないものとする。

(6) 授権が取り消される場合には、手続の停止に関して国務大臣が適当と思量する規定を設けるために、取消命令を発することができる。

(7) 本条に基づく命令は、不採択決議手続に服する。

第458条 課税当局による情報の開示 (Disclosure of information by tax authorities)

(1) 内国歳入・関税庁長官は、第457条に基づき授権された者に対して、次の各号に

掲げる行為を容易にするために、情報を開示することができる。

(a) 第457条に基づく裁判所への申立（瑕疵ある計算書類等に関する申立）の根拠が存在するか否かを明らかにするために必要な措置、または、

(b) 授権された者が申立をするか否かの決定

(2) 本条は、情報開示に対する制定法その他の制限にかかわらず、適用される。ただし、1998年データ保護法 (c. 29) に定める個人情報については、同法に反する情報開示はなされないものとする。

(3) 授権された者に対して本条に基づき開示される情報は、次の各号に掲げる場合を除いて、利用または開示されてはならない。

(a) 次の場合またはこれに関連する場合に、利用することができる。

(i) 第456条に基づく裁判所への申立の根拠が存在するか否かを明らかにするために必要な措置をとるために、利用する場合

(ii) 裁判所への申立を行うか否かの決定に当たり、または、当該申立においてもしくは当該申立に関連して、利用する場合

(b) 次の場合に限り、さらに開示することができる。

(i) 当該情報と関連を有する者に開示する場合

(ii) 裁判所への申立手続において、またはこれに関連して開示する場合

(4) 前項に違反する者は、次の各号に掲げる場合を除いて、有罪となる。

(a) 本条に基づく情報開示がなされたことを知らず、またこれを疑うべき理由がない場合

(b) 罪を犯すことを回避するために、すべての合理的な処置を講じ、あらゆる努力を尽くした場合

(5) 前項に基づき有罪となる者は、次の各号に掲げる罰に処される。

(a) 陪審による有罪判決に基づき、2年以下の禁錮もしくは罰金（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決に基づき、

(i) イングランドおよびウェールズでは、12月以下の禁錮もしくは法定最高額を超えない罰金（またはその併科）

(ii) スコットランドまたは北アイルランドにおいては、6月以下の禁錮もしくは法定最高額を超えない罰金（またはその併科）

授権された者の文書等請求権限

(Power of authorised person to require documents etc)

第459条 授権された者の文書、情報および説明請求権限 (Power of authorised person to require documents, information and explanations)

(1) 本条は、第457条の下で授権された者が、会社の計算書類または取締役報告書が本法（または、IAS 規則第4条）の要件を遵守しているかについて疑念を抱く場合に、適用される。

(2) 授権された者は、第3項に定める者に対して、次に掲げる目的のために合理的

に必要である文書の作成、または、情報もしくは説明の提供を求めることができる。

(a) 第457条に基づく裁判所への申立（瑕疵ある計算書類等に関する申立）の根拠が存在するか否かの解明

(b) 前号の申立をするか否かの決定

(3) 前項にいう者とは、次の各号に掲げる者である。

(a) 当該会社、(b) 当該会社の役員、従業員、または、会計監査役、

(c) 授権された者が文書または情報を要求した時点において、(b)号に該当する者

(4) 授権された者は、前項に定める者が要求に従わないときは、裁判所に申し立てることができる。

(5) 裁判所は、その者が第2項に定める求めに応じていないと認めるときは、その者に対して、文書の作成または情報もしくは説明の提供を確保するための措置を執るよう命ずることができる。

(6) 第2項の求めまたは第5項の命令に応じて作成された書類は、いかなる刑事手続においても、その者に対して証拠として使用することはできない。

(7) 本条は、何人に対しても、専門職上の秘匿権（スコットランドでは、情報の機密性）が法的手続において維持されうる場合に関して、文書または情報の開示を強制するものではない。

(8) 本条において、「文書」には、いかなる形態で記録された情報も含まれる。

第460条 強制的な権限の下で得られた情報の開示に対する制限 (Restrictions on disclosure of information obtained under compulsory powers)

(1) 本条は、第459条（授権された者の文書等請求権限）に基づく請求または命令によって取得された（形態の如何を問わず）情報であって、個人の私事または特定の事業に関するものに適用される。

(2) 前項の情報は、当該個人の終身または当該事業の営まれる期間を通じて、当該個人または当該事業を当面営む者の同意なしには、開示されないものとする。

(3) 前項は、次の各号に掲げる開示には適用されない。

(a) 第461条（強制的な権限の下で得られた情報の許される開示）によって認められる開示

(b) 他の情報源の公示によって得られる情報の開示

(4) 本条に違反して情報を開示する者は、次の各号の場合を除いて、有罪となる。

(a) 第459条に基づき情報が開示されていたことを知らず、またこれを疑うべき理由がない場合

(b) 罪を犯すことを回避するために、すべての合理的な処置を講じ、あらゆる努力を尽くした場合

(5) 本条に基づいて有罪となる者は、次の各号に掲げる罰に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決に基づき、2年以下の禁錮もしくは罰金（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決に基づき、

- (i) イングランドおよびウェールズでは、12月以下の禁錮もしくは法定最高額を超えない罰金（またはその併科）
- (ii) スコットランドまたは北アイルランドにおいては、6月以下の禁錮もしくは法定最高額を超えない罰金（またはその併科）

第461条 強制的な権限の下で得られた情報の許される開示 (Permitted disclosure of information obtained under compulsory powers)

- (1) 第459条（授権された者の文書等請求権限）に基づく要求または命令により得られる情報が個人の私事または特定の事業に関する場合における第460条に定める開示の制限は、以下の各項に定める例外に服する。
- (2) 前項にいう制限は、第456条に基づき授権された者の役割の遂行を容易にする目的のための情報開示には適用されない。
- (3) 第1項にいう制限は、次の各号に掲げるものに対する開示には適用されない。
 - (a) 国務大臣、(b) 北アイルランドにおいては、企業・貿易・投資省 (the Department of Enterprise, Trade and Investment)、(c) 財務省、(d) イングランド銀行、(e) 金融サービス機構、または、(f) 内国歳入・関税庁長官
- (4) 第1項にいう制限は、次の各号に掲げる目的でなされる開示には適用されない。
 - (a) 1989年会社法 (c. 40) 第46条（国務大臣の職務の委譲）に基づき同法第2編の下での職務を果たすために、命令によって設けられた団体を助けるため
 - (b) 会計士もしくは会計監査役の職務上の義務の遂行に関する懲戒手続のための制度的観点またはその他の目的のため
 - (c) 次に掲げる法令に基づく国務大臣または財務省の職務の遂行を可能としましたはこれを助けるため
 - (i) 会社法、(ii) 1993年刑事裁判法 (c. 36) 第5編（内部者取引）、(iii) 1986年倒産法 (c. 45) または1989年倒産(北アイルランド)令 (S.I. 1989/2405 (N.I. 19))、(iv) 1986年取締役資格剥奪法 (c. 46) または2002年取締役資格剥奪(北アイルランド)令 (S.I. 2002/3150 (N.I. 4))、(v) 2000年金融サービス市場法 (c. 8)
 - (d) 企業・貿易・投資省が、北アイルランドについて、会社、取締役資格剥奪または倒産に関する立法によって付与された権限を行使することを可能としましたはこれを助けるため
 - (e) イングランド銀行の職務の遂行を可能としましたはこれを助けるため
 - (f) 内国歳入・関税庁長官の職務の遂行を可能としましたはこれを助けるため
 - (g) 次に掲げる法律に基づく金融サービス機構の職務の遂行を可能としましたは助けるため
 - (i) 共済組合 (friendly societies) またはその他の産業共済組合もしくは貯蓄貸付組合 (industrial and provident societies) に関する立法
 - (ii) 1986年住宅金融組合法 (the Building Societies Act 1986) (c. 53)
 - (iii) 1989年会社法 (c. 40) 第7編、(iv) 2000年金融サービス市場法
 - (h) コミュニティー (Community) の義務の遂行のため

(5) 第1項にいう制限は、連合王国外の国または地域における立法に基づき、第456条の下で授權された者が遂行するのと同様の職務を遂行する公的性質を有する団体に對して、当該団体がその職務を遂行することを可能としたりこれを助ける目的でなされる情報開示には適用されない。

(6) 第5項に従い団体に情報を開示するか否かを決定する際には、授權された者は、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

(a) 当該団体による当該情報の利用がその開示を正当化するに足りるほど重要であるか

(b) 当該団体が、次に掲げる目的以外の目的で情報が利用されまたはさらに開示されることを阻止するための適切な措置を講じているか

(i) 第5項に定める職務を遂行する目的、(ii) 授權された者に開示される情報が利用されまたはさらに開示されうのと実質的に同様のその他の目的

(7) 本条は、1998年データ保護法(c. 29)に違反して情報を開示することを許可するものではない。

第462条 認められた開示の範疇を変更する権限 (Power to amend categories of permitted disclosure)

(1) 国務大臣は、命令によって、第461条第3項、第4項および第5項を変更することができる。

(2) 本条に基づく命令は、次の各号に掲げる事項を定めることはできない。

(a) 公的役割 (その他の役割を果たすか否かにかかわらず) を果たす者を除いて、その者を特定することによって、同条第3項 (連合王国の公的機関) を変更すること

(b) 開示が許される目的が公的性格を有する職務の遂行を容易にすることであると見られる場合を除いて、開示に関する定めを追加または変更することにより、同条第4項 (開示が許される目的) を変更すること

(c) 連合王国外の国または地域において公的性格を有する職務を遂行する者以外の団体に對して開示を許可する効果を有するように、同条第5項 (海外の規制機関) を変更すること

(3) 本条に基づく命令は、不採択決議手続に服する。

第12章 補則 (Supplementary provisions)

〔解 説〕

第15編第12章の規定は、同編の補則であるが、用語の意義などに関する定義規定に加えて、取締役報告書等の不実開示に関する取締役の責任や中規模会社の基準など、重要な規定が含まれている。第463条は、本編に基づき記述的な開示が要求される情報に関して、取締役が民事責任を負う範囲について

定める明文規定であって、注目される。第 1 項は、責任の対象となる開示情報を限定し、第 2 項は、取締役が、不実開示によって被った損害についてののみ会社に対して責任を負うことを定めている。第 3 項は取締役の主観的要件に関する規定であり、不実開示に関して悪意または重過失 (reckless) があった場合に責任を負うものとされている。第 4 項は、会計監査役などの第三者が、その報告書の作成に過失 (negligence) があった場合に、会社に対してのみ責任を負うことを確認する規定であると説明されている⁽⁴⁾。本条のセーフ・ハーバーにより、取締役がもっと積極的に意味のある将来情報を取締役報告書等で開示することが期待されているようである⁽⁵⁾。第 463 条は、2007 年 1 月 20 日から施行されている。

第 464 条は、1985 年会社法第 256 条に代替するもので、会計基準の意義について定めている。第 465 条ないし第 467 条は、中規模会社の区分基準について定める規定であり、中規模会社に該当すれば、計算書類や報告書による情報開示について、所定の適用除外の利益を享受できる。1985 年会社法第 247 条、第 247A 条および第 249 条における場合とは異なり、2006 年会社法は、小会社の基準と連動させることなく、独立して中規模会社の基準を規定している。なお、2008 年制定の規則、the Companies Act 2006 (Amendment) (Accounts and Reports) Regulations 2008⁽⁶⁾ により、脚注に記したように、区分基準の数値が引き上げられている。第 468 条は、国务大臣に、第 15 編の規定を規則によって変更する一般的な権限を与えるとともに、係る規則制定権限に一定の制限を加えている。本条に対応する規定である 1985 年会社法第 257 条は、より広範な一般的な規則制定権限を定めていた⁽⁷⁾。第 469 条は、1985 年会社法第 242B 条に代替する規定であり、ユーロ表示による計算書類の作成・提出について定める。第 470 条は、1985 年会社法第 255D 条に代替する規定であり、組合形態の銀行に対する本法の適用について、国务大臣に規則制定権限を与えている。第 471 条は、本編における年次計算書類と関連文言の意義について定める規定であり、非上場会社か上場会社かによってその意義が異なることを定めている。これによって、上場会社か否かにより、開示情報が異なること

(4) DTI, *supra* note 1, at para. 708.

(5) B. Hannigan and D. Prentice, *The Companies Act 2006 – A Commentary*, 2nd ed. (2009), at p. 121.

(6) S.I. 2008/393.

(7) DTI, *supra* note 1, at para. 712.

になる。第472条は、1985年会社法第261条に代替するものであり、計算書類の注記について規定している。なお、脚注に記載したように、the Companies Act 2006 (Accounts, Reports and Audit) Regulations 2009 (S. I. 2009/1581) により、コーポレート・ガバナンスに関する開示の定義規定として、第472A条が追加されている。第473条は、本編に基づく一定の規則について、議会の採択決議手続または不採択決議手続に服することなどを規定する。

[条 文]

第463条 報告書における不実開示に関する責任 (Liability for false or misleading statements in reports)

(1) 本条は次の各号に掲げる報告書に適用される。

- (a) 取締役報告書, (b) 取締役報酬報告書,
- (c) 前2号に掲げる報告書の内容に関する限りで、計算書類等の要旨

(2) 会社の取締役は、次の各号に掲げることの結果として会社が被った損害を、賠償する責任を負う。

- (a) 本条が適用される報告書における不実のまたは誤導的な記載
- (b) 本条が適用される報告書における必要な内容の不記載

(3) 前項の取締役は、次の各号に該当する場合にのみ、責任を負う。

- (a) 当該記載が不実もしくは誤導的であることを知っている場合、または、重大な過失 (reckless) により知らない場合
- (b) 当該不記載が重要な事実の不誠実な隠匿にあたることを知っている場合

(4) 何人も、本条が適用される報告書の情報に依拠した会社以外の者またはその他の者に対して、責任を負わない。

(5) 前項にいう責任を負わない者には、民事救済 (civil remedy) が付与されうる者、または、合意を無効としもしくは否定することのできる者も含まれる。

(6) 本条は、次の各号に掲げる責任には、影響を与えない。

- (a) 民事制裁金に関する責任、または、(b) 刑事罪に関する責任

第464条 会計基準 (Accounting standards)

(1) 本編において、「会計基準」とは、規則に定める団体⁽⁸⁾によって示される会計実務上の基準を意味する。

(2) 本編において会社の年次計算書類に適用される会計基準という場合には、条件に応じて、会社の状況および計算書類に関する基準を指す。

(3) 本条に基づく規則には、国务大臣が適当と思量する経過規定、ならびに、その他の付則、および、付随的な規定を定めることができる。

-
- (8) The Accounting Standards (Prescribed Body) Regulations 2008 (S.I. 2008/651) により、財務報告評議会の定款に基づいて設置される会計基準委員会 (the Accounting Standards Board) が本条項の団体とされている。

中規模会社 (Companies qualifying as medium-sized)**第465条 中規模会社：総則 (Companies qualifying as medium-sized: general)**

- (1) 会社は、最初の事業年度において区分基準を満たすときは、当該事業年について中規模会社に区分される。
- (2) 会社は、次の各号の場合には、翌事業年度について中規模会社に区分される。
- (a) 当該事業年度および前事業年度において、区分基準を満たす場合
 - (b) 当該事業年度に区分基準を満たし、前事業年度について中規模会社に区分された場合
 - (c) 前事業年度について区分基準を満たし、当該事業年度に中規模会社に区分される場合
- (3) 会社は、1事業年度について次の3つの要件のうち2つ以上を満たす場合に、区分基準を満たすものとする⁽⁹⁾。
- 1 売上高 2,280万ポンド以下
 - 2 貸借対照表総額 1,140万ポンド以下
 - 3 従業員数 250名以下
- (4) 会社の事業年度が1年ではない場合には、売上高の上限値は、割合によって調整するものとする。
- (5) 貸借対照表総額とは、会社の貸借対照表において資産として表示される額の総額を意味する。
- (6) 従業員数とは、当該年度において会社が雇用する者の平均数であって、次の各号に従って算出される人数を意味する。
- (a) 当該事業年度の各月について、当該月に会社によって役務提供契約に基づき雇用された者の数を算出する。
 - (b) (a)号によって算出された各月の人数を合計する。
 - (c) (b)号の人数を当該事業年度の月数で割る。
- (7) 本条は、第466条(中会社：親会社)の規定に服する。

第466条 中規模会社：親会社 (Companies qualifying as medium-sized: parent companies)

- (1) 親会社は、当該会社の傘下にあるグループが中規模グループに区分される事業年度については、中規模会社に区分される。
- (2) 親会社は、最初の事業年度において当該会社の傘下にあるグループが中規模グループに区分されるときは、当該事業年度について中規模会社と区分される。
- (3) 企業グループは、次の各号に掲げる場合には、親会社の翌事業年度について中規模グループと区分される。
- (a) 当該事業年度および前事業年度において、区分基準を満たす場合

(9) 2008年の規則 (S. I. 2008/651) により、売上高は2,590万ポンドに、貸借対照表総額は1,290万ポンドに、それぞれの数値が引き下げられている。この規則は、2008年4月6日以降に開始する事業年度について適用される。

- (b) 当該事業年度に区分基準を満たし、前事業年度に中規模グループに区分された場合
 - (c) 前事業年度に区分基準を満たし、当該事業年度に中規模グループに区分される場合
 - (4) 企業グループは、1 事業年度について次の 3 つの要件のうち 2 つ以上を満たす場合に、区分基準を満たすものとする⁽¹⁰⁾。
 - 1 売上高の合計 正味で2,280万ポンド（または総計で2,736万ポンド）以下
 - 2 貸借対照表総額の合計 正味で1,140万ポンド（または総計で1,368万ポンド）以下
 - 3 従業員数の合計 250名以下
 - (5) 前項にいう合計は、企業グループの各構成会社について第465条により決定される各数値について、各種の数値ごとに合計して得られる合計数値をいう。
 - (6) 売上高の合計数値と貸借対象表総額の合計数値については、「正味」とは、グループ内取引を除去するために、次の各号に従ってなされる相殺その他の調整を経た数値を意味し、「総計」とはそのような相殺その他の調整を行わない数値を意味する。
 - (a) 会社法計算書類の場合には、第404条に従う。
 - (b) IAS 計算書類の場合には、国際会計基準に従う。
- 会社は正味または総計のいずれかの数値により関連する基準を満たすことができる。
- (7) 各子会社等の数値は、次の各号に定める事業年度に当たる関連事業年度についての個々の計算書類に含まれる数値である。ただし、当該数値を得るために割高な費用または著しい遅延を生ずるときは、入手しうる最近の数値によることができる。
 - (a) 当該事業年度が親会社の事業年度と同時に終了するときは、その事業年度、
 - (b) (a)号にあたらないときは、親会社の事業年度の終了に先だって終了する事業年度

第467条 中規模会社の区分から除かれる会社 (Companies excluded from being treated as medium-sized)

- (1) 会社は、当該事業年度のいずれかの時点において、次の各号に掲げる者に該当するときは、中規模会社の区分に関する本編の規定の適用を受けないものとする。
 - (a) 公開会社
 - (b) (i) 2000年金融サービス市場法(c. 8)第4編に基づき規制事業を営むことを許可された会社、または、(ii) 保険市場事業を営む会社
 - (c) 不適格グループ (an ineligible group) の構成会社
- (2) 企業グループは、その構成会社等のいずれかが次の各号に掲げる者に該当するときは、不適格グループとなる。
 - (a) 公開会社
 - (b) 規制市場において株式が取引される(会社以外の)法人

(10) 2008年の規則 (S. I. 2008/651) により、売上高の合計は、正味で2,590万ポンド、総計で3,110万ポンドに、貸借対照表総額の合計は、正味で1,290万ポンド、総計で1,550万ポンドに、それぞれの数値が引き上げられている。

- (c) 2000年金融サービス市場法(c. 8)第4編に基づき規制事業を営むことを許可された(小会社以外の)者
 - (d) 認可保険会社, 会社形態の銀行, 電子マネー発行会社, ISD 投資業者, または, UCITS 管理会社に該当する小会社
 - (e) 保険市場活動を行う者
- (3) 会社は, 当該事業年度の終了時点または終了前に終了する直近の事業年度について小会社制度の適用を受けるときは, 前項にいう小会社に該当する。

計算書類および報告書に関する一般的な規則制定権限

(General power to make further provision about accounts and reports)

第468条 計算書類および報告書に関する一般的な規則制定権限 (General power to make further provision about accounts and reports)

- (1) 国務大臣は, 次の各号に掲げる事項について, 規則を制定することができる。
 - (a) 会社が作成を要求される計算書類および報告書
 - (b) それぞれの種類の計算書類および報告書の作成を要求される会社の範疇
 - (c) 会社が作成を要求される計算書類および報告書の様式ならびに内容
 - (d) 次に掲げる事項に関する会社その他の者の義務
 - (i) 計算書類および報告書の承認
 - (ii) 社員その他の者に対する計算書類および報告書の送付
 - (iii) 計算書類および報告書の株主総会への提出
 - (iv) 計算書類および報告書の謄本の登記官への届出
 - (v) 計算書類および報告書の公開
- (2) 本条に基づく規則は, 追加, 変更または廃止によって, 本編を変更することができる。
- (3) 前項の規定にかかわらず, 本条に基づく規則は次の各号に掲げる規定を変更することはできない。
 - (a) 第393条(計算書類の真実かつ公正な概観)
 - (b) 第11章の規定(瑕疵ある計算書類および報告書の訂正)
- (4) 本条に基づく規則は, 本編の既存規定が定める罪に対応する場合について, 刑事罰を定めることができる。ただし, 係る刑事罰の上限は, 既存規定の定める罪についての罰則の上限を超えることができない。
- (5) 本条に基づく規則は, 第453条第1項(計算書類および報告書の提出懈怠に対する民事制裁金)に定める場合における民事制裁金(civil penalties)について定めることができる。第453条第2項ないし第5項は, 係る制裁金に適用される。

その他の補則 (Other supplementary provisions)

第469条 ユーロ表示による計算書類の作成および提出 (Preparation and filing of accounts in euros)

- (1) 会社の年次計算書類に表示される金額は, 同一の計算書類においてユーロに換

算して表示することができる。

(2) 第441条(計算書類および報告書の提出義務)を遵守し、会社の取締役は、登記官に対し、金額をユーロに換算して表示した年次計算書類の追加の謄本を提出することができる。

(3) 前2項のいずれの場合においても、次の各号の定めによらなければならない。

(a) 金額は、貸借対照表の作成が完了した日において支配的な交換レートで換算されなければならない。

(b) 前号の交換レートは、計算書類に注記されなければならない。

(4) 第434条および第435条(計算書類の公開に関する要件)の適用については、本条第2項に基づき登記官に提出された年次計算書類の追加の謄本は、当該会社の法定年次計算書類として扱われる。係る謄本については、前記2条における会社の年次計算書類に関する会計監査役報告書は、年次計算書類の係る謄本に関する会計監査役報告書と読み替えて適用される。

第470条 組合形態の銀行に対する規定の適用権限 (Power to apply provisions to banking partnerships)

(1) 国務大臣は、組合形態の銀行に対して、会社形態の銀行に適用される本編(および本編に基づく規則)の規定を、適当と思量する例外、調整および変更を施し、規則によって適用することができる。

(2) 「組合形態の銀行」とは、2000年金融サービス市場法(c. 8)第4編に基づく許可を受けた組合をいう。ただし、当該許可により他の規制事業を営む目的のみにより預金を受け入れることの許可を有する組合は、この限りでない。

(3) 2000年金融サービス市場法の下で事業を規制する規定において使用されるのと同様の本条の文言は、同法の規定におけるのと同様の意義を有する。

(4) 本条に基づく規則は、採択決議手続に服する。

第471条 年次計算書類および関連文言の意義 (Meaning of “annual accounts” and related expressions)

(1) 本編において、会社の「年次計算書類」とは、事業年度との関係において、次の各号に掲げるものを意味する。また、第408条(グループ計算書類において情報が開示される場合に年次計算書類から個別損益計算書を削除する権利)の規定に服する。

(a) 当該事業年度における会社の個別計算書類(第394条参照)、および、

(b) 当該事業年度について会社が作成したグループ計算書類(第398条および第399条参照)

(2) 非上場会社については、事業年度に関する「年次計算書類および報告書」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(a) 年次計算書類、(b) 取締役報告書、および、(c) 年次計算書類および取締役報告書に関する会計監査役報告書(ただし、会社が監査を免除されるときは、この限りでない。)

(3) 上場会社については、事業年度に関する「年次計算書類および報告書」とは、

次の各号に掲げるものをいう。

- (a) 年次計算書類, (b) 取締役報酬報告書, (c) 取締役報告書, ならびに,
- (d) 年次計算書類, 取締役報酬報告書の監査対象部分, および, 取締役報告書に関する会計監査役報告書

第472条 計算書類の注記 (Notes to the accounts)

(1) 本編において会社の年次計算書類に注記することが求められる情報は, 計算書類または計算書類に貼付される別紙において開示することができる。

(2) 本編において, 会社の年次計算書類, 貸借対照表または損益計算書とは, 本法または国際会計基準の規定によって開示が要求され, かつ, 係る規定によって会社の計算書類の注記において開示することが要求もしくは許容される情報を開示する計算書類の注記を含むものとする⁽¹¹⁾。

第473条 本編に基づく規則に関する議会の手続 (Parliamentary procedure for certain regulations under this Part)

(1) 本条は, 本編の次に掲げる規定に基づく規則に適用される。

第396条 (会社法個別計算書類), 第404条 (会社法グループ計算書類), 第409条 (関連法人等に関する情報), 第412条 (取締役の利益に関する情報: 報酬, 年金および地位の喪失に対する補償), 第416条 (取締役報告書の内容: 総則), 第421条 (取締役報酬報告書の内容), 第444条 (小会社制度に服する会社の提出義務), 第445条 (中規模会社の提出義務), 第468条 (計算書類および報告書に関する一般的な規則制定権限)

(2) 前項の規則は, 本法の規定またはその他の立法に, 変更を加えまたはこれを廃止することができる。

(3) 本条第1項の規則は, 次の各号に掲げる事項を定める場合は採択決議手続に服する。

- (a) 免除, 適用除外, または, 特別規定の適用を受ける会社の種類 (classes) に対する制限
- (b) いずれかの書類に含まれるべき事項の追加
- (c) 本編の定める要件のその他の加重

(11) 2009年の規則 (S. I. 2009/1581) により, 下記のような第472A 条が追加されている。

第472A 条コーポレート・ガバナンスに関する開示の意義

(1) 本編において, 「コーポレート・ガバナンスに関する開示」とは, 金融サービス機構が定める開示規則・透明性規則集の規則7.2.1ないし7.2.11により要求される開示をいう。

(2) 前項の規則は2008年6月26日に当該機関が定めた開示規則・透明性規則集 (コーポレート・ガバナンス規則) 規則2008 (FSA 2008/32) の附則 C によって追加されたものである。

(3) コーポレート・ガバナンスに関する別個の開示とは, この開示事項が取締役報告書に含まれない場合をいう。

(4) 本条第1項の規則は、前項に定める場合を除いて、不採択決議手続に服する。

第474条 定義細則 (Minor definitions)

(1) 本編において、次に掲げる用語の意義は、そこに定めるところによる。

「電子マネー発行者」 2000年金融サービス市場法(c. 8)第4編の下で、2000年金融サービス市場法(規制事業)令2001(S.I. 2001/544)第9B条の意義における電子マネー発行の業務に従事する者をいう。

「グループ」 親会社等および子会社等をいう。

「IAS 規則」 国際会計基準の適用に関する2002年7月19日の欧州議会および理事会の欧州規則 No. 1606/2002をいう。

グループ計算書類における「連結される (included in the consolidation)」または「グループ計算書類に連結される (included in the consolidated group accounts)」当該会社等が(割合的な方法によってではなく)完全な方法によって計算書類に連結されることをいい、連結から除外される会社等というときも、これに従って解釈される。

「国際会計基準」 IAS 規則の意義において、この規則に従って欧州委員会が適時採択する国際会計基準をいう。

「ISD 投資者」 2000年金融サービス市場法に基づき、金融サービス機構が作成するハンドブックの定義集部分に定めるところによる。

「損益計算書」 IAS 計算書類を作成する会社との関係では、国際会計基準によって作成を要求される所得明細 (an income statement) またはこれに相当する財務書類を含む。

「規制事業」 2000年金融サービス市場法第22条に定める意義をいう。ただし、次の各号に掲げる2000年金融サービス市場法(規制事業)令2001(S.I. 2001/544)の規定において特定する種類の事業を含まないときは、この限りでない。

- (a) 第25A条(規制モーゲッジ契約の取決め)、(b) 第25B条(規制自宅リバージョンプランの取決め)、(c) 第25C条(規制自宅買取プランの取決め)、(d) 第39A条(保険契約の管理およびパフォーマンスの補助)、(e) 第53A条(規制モーゲッジ契約に関する助言)、(f) 第53B条(規制自宅リバージョンプランに関する助言)、(g) 第53C条(規制自宅買取プランに関する助言)、(h) 第21条(代理人としての取引)、第25条(投資取引に関する取決め)、または、当該事業が(同命令第3条の意味における)投資物件に契約上基づくものではない関連投資物件に関する場合には、第53条(投資助言)、または、

- (i) 第64条((a)号ないし(b)号に定める種類の規制事業を営むことの合意)

「売上高」 会社に関しては、会社の経常業務に属する商品およびサービスの供給から生ずる金額であって、次の各号に掲げるものを控除した後の額をいう。

- (a) 取引上の割引、(b) 付加価値税、および、(c) かかる金額に賦課されるその他の租税

「UCITS 管理会社」 2000年金融サービス市場法に基づき、金融サービス機構が作成するハンドブックの定義集部分に定めるところによる。

(2) 非営利企業については、本編にいう損益計算書は、収支計算書 (an income and expenditure account) を意味する。損益、および、グループ計算書類との関係における連結損益計算書は、それぞれに読み替えて解釈されるものとする。

第19編 社債 (DEBENTURES)

〔解 説〕

第19編 (第728条ないし第754条) には、社債に関する規定が置かれている。1985年会社法の社債に関する部分を書き換えるものであり、第738条ないし第740条、第742条、および、第749条ないし第754条は、従来の規定をそのまま踏襲している⁽¹⁾。他にも、公開会社と私会社の区分に関する第20編には、私会社による社債の公募禁止規定があり、会社の担保 (Company Charges) に関する第25編には担保付社債に関する特則が置かれており、社債券の発行と譲渡については第21編に規定がある。

第738条は、社債の定義規定であるが、担保付であると否とを問わず、ディベンチャー・ストック、ボンド、および会社のその他の証券が社債に含まれることを規定するのみで、積極的に社債を定義する規定ではない。英米の企業実務では、ディベンチャー (debenture) とボンド (bonds) は、前者が担保付社債、後者が無担保社債を意味する用語として使われているが、イギリスの会社制定法では、従来からディベンチャーという用語が、無担保社債を含めて広く社債全体を指す用語として使われてきた。実務的には、ボンドやノート (notes) という用語の方が一般的であるともいわれる⁽²⁾。第739条には、永久社債が認められる旨の規定がある。第741条は、社債の割当を、実務的に可能となったら速やかに、かつ遅くとも2月以内に登記するよう要求する新設規定であり、会社の社債券発行義務に関する第769条を補完している。

第743条ないし第748条は社債権者名簿に関する規定であり、その一部は1985年会社法190条および191条を引き継ぐものであるが、若干の改正が行われた。従来と同様に、社債権者名簿の備置きを会社に義務づける規定は設けられてい

(1) DTI, Explanatory Notes on the Companies Act 2006 (2006), at para. 1036.

(2) P. Davies, Gower and Davies' Principles of Modern Company Law, 8th ed. (2008), at p. 1140.

ない。社債権者名簿の閲覧・謄写に関する権利は、権利の濫用に対処するために若干改正されて、株主名簿の閲覧・謄写の場合と同様の要件および制限が課されている。第745条は新設規定であり、社債権者名簿の閲覧請求等に対して、会社が裁判所に申し立てることで、これを拒絶しうる制度を導入している。第747条も新設規定であり、社債権者名簿の閲覧・謄写請求に関連して2つの罪を新たに創設した。第748条では、社債権者名簿の誤りから生ずる請求権について、期間制限が従来の20年から10年に引き下げられている。

第750条は、社債の受託者の責任に関連して、受託者として要求される注意義務を尽くしたことを証明できない場合には、当該受託者を信託違反の責任から免除し、または、その責任を補償する旨を定める信託証書等の定めは、無効であることを規定している。第752条には、償還された社債の再発行権限に関する規定がある。第19編は、2008年4月6日から施行されている。

〔条 文〕

総則 (General provisions)

第738条 社債の定義 (Meaning of “debenture”)

会社法⁽³⁾において社債 (debenture) とは、担保付であると否とを問わず、ディベンチャー・ストック (debenture stock)⁽⁴⁾、ボンド (bonds)、会社のその他の証券を含む。

第739条 永久社債 (Perpetual debentures)

(1) 社債または担保付社債の設定証書における条件は、当該社債が次の各号に掲げる事柄をその内容とすることのみを理由として、無効となることはない。

(a) 無償還であること (irredeemable)、または、

(b) 衡平法上のルールに反するにもかかわらず、(i) (どのように関係が希薄であるとしても) 偶発的な事態が発生した場合、または、(ii) (どのように長期であるとしても) 期間が満了した場合にのみ、償還されること

(2) 前項の規定は、発行の時期を問わず社債に適用され、設定の時期を問わず担保

(3) 会社法の意義は、第2条第1項に定められている。

(4) ディベンチャー・ストックとは、会社が各々の社債引受人に対して、その望む額の全額を額面額とする一個の社債券 (certificate) を交付してディベンチャー・ストックを発行し、各々の引受人はこれを分割して他に譲渡することができるものである。これに対して、ディベンチャーでは、発行された社債券をさらに分割することはできない。この関係は、株式における share と stock の相違に類似するが、社債については、初めからディベンチャー・ストックを発行することが可能で、一旦 share を発行してこれを stock に転換することを要しない。

付社債の設定証書に適用される。

第740条 社債引受け契約のエンフォースメント (Enforcement of contract to subscribe for debentures)

会社の社債のための引受けおよび支払に関する会社との契約は、特定履行命令 (an order for specific performance) によってエンフォースすることができる。

第741条 社債の割当の登記 (Registration of allotment of debentures)

(1) 会社は、実務的に可能となったら速やかに、また、遅くとも割当日から 2 月以内に、社債の割当を登記しなければならない。

(2) 会社が本条の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、(b) 任務解怠のある当該会社の一切の役員

(3) 本条の下で有罪とされた者は、陪審によらない有罪判決に基づき標準スケールのレベル 3 を超えない罰金に処され、違反が継続する場合には標準スケールのレベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(4) 社債またはディベンチャー・ストック証券の発行に関する会社の義務については、第21編 (有価証券およびその譲渡) が適用される。

第742条 スコットランドにおける無記名社債 (Debentures to bearer (Scotland))

1696年スコットランド議会制定法 (the statute of the Scots Parliament of 1696, chapter 25) の規定にかかわらず、スコットランドで発行される無記名社債は、有効であり、当該条件に従って拘束力を有する。

社債権者名簿 (Register of debenture holders)

第743条 社債権者名簿 (Register of debenture holders)

(1) 会社が備え置く当該会社の社債権者名簿は、次の各号に掲げる場所に備え置いて閲覧に供さなければならない。

(a) 会社の登記営業所、または、

(b) 第1136条に基づく規則に定める場所

(2) 会社は、社債権者名簿を備え置いて閲覧に供する場所、およびその変更を、登記官に通知しなければならない。

(3) 社債権者名簿が、その作成後いつでも、会社の登記営業所に備え置かれて閲覧に供されているときは、前項の通知は要求されない。

(4) 会社が本条第 2 項の遵守を 14 日を超えて解怠するとき、次の各号に掲げる者は有罪となる。

(a) 当該会社、および、(b) 任務解怠のある当該会社の一切の役員

(5) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき標準スケールのレベル 3 を超えない罰金に処され、違反が継続する場合には標準スケールのレベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(6) 社債権者名簿に関する本条の規定は、次の各号に掲げるものの副本にも適用される。

(a) 連合王国外で備え置かれる社債権者名簿、または

(b) (a)号の社債権者名簿の一部

第744条 社債権者名簿：閲覧・謄写請求権 (Register of debenture holders: right to inspect and require copy)

(1) 会社の社債権者名簿は、適正に閉鎖されている期間を除いて、次の各号に掲げる者の閲覧に供さなければならない。

(a) 無償で、名簿上の社債権者または当該会社の株主

(b) 所定の手数料を支払うその他の者

(2) 何人も、所定の手数料を支払って、社債権者名簿の全部または一部の謄写を請求することができる。

(3) 本条に定める権利のいずれかを行使しようとする者は、その旨を会社に請求しなければならない。

(4) 前項の請求には、次の各号に掲げる事項を含めなければならない。

(a) 個人の場合には、氏名および住所、

(b) 団体 (organization) の場合には、当該団体を代表して請求することに責任を負う個人の氏名および住所

(c) 当該情報を利用する目的

(d) 当該情報を他の者に開示するか否か、および、他の者に開示する場合には、次に掲げる事項

(i) 当該他の者が個人の場合には、その者の氏名および住所、

(ii) 当該他の者が団体の場合には、当該団体を代表して当該情報を受領することに責任を負う個人の氏名および住所

(iii) 当該情報を当該他の者が利用する目的

(5) 本条の適用において、次の各号に掲げるものに定める規定に従い、社債権者名簿が閉鎖されているときは、当該社債権者名簿は適正に閉鎖されているものとする。

(a) 定款、もしくは、社債券

(b) ディベンチャー・ストックの場合には、その証書、または

(c) 信託証書、もしくは、社債もしくはディベンチャー・ストックを担保するその他の証書

社債権者名簿の閉鎖期間は、年間で30日を超えることができない。

(6) 社債権者名簿に関する本条の規定は、次の各号の副本にも適用される。

(a) 連合王国外で備え置かれる社債権者名簿、または

(b) (a)号の社債権者名簿の一部

第745条 社債権者名簿：閲覧・謄写請求への対応 (Register of debenture holders: response to request for inspection or copy)

(1) 会社は、第744条 (社債権者名簿：閲覧・謄写請求権) に基づく請求を受けたときは、5営業日以内に、次の各号に掲げることを行わなければならない。

(a) 請求に従うこと、または、(b) 裁判所に申し立てること

(2) 会社は、裁判所に申し立てるときは請求者にその旨を通知しなければならない。

(3) 本条の下での申立に基づき、裁判所は、当該閲覧・謄写が適正な目的のために

請求されたものではないと認定するときは、次の (a)号に掲げることを命じるものとし、さらに、次の (b)号に掲げることを命ずることができる。

(a) 当該会社に対し、請求に応じないこと、および、(b) 申立に要する会社の費用の全部または一部を、申立の当事者でないときも、請求者が支払うこと

(4) 裁判所は、前条 (a)号の命令をする際に、会社が (同一の請求者によるものであると否とを問わず) 同様の目的のためのその他の請求を受けていると認めるときは、そのような請求に応じないよう会社に命ずることができる。

本項の命令には、対象となる請求を特定するために適当と認める規定を含まなければならない。

(5) 本条の下での申立に基づき、裁判所が会社に請求に応じないよう命じないときは、会社は、その旨の決定または、申立の却下に基づき、速やかに当該請求に応じなければならない。

第746条 社債権者名簿：閲覧の拒絶または謄写の懈怠 (Register of debenture holders: refusal of inspection or default in providing copy)

(1) 第744条 (社債権者名簿：閲覧・謄写請求権) に基づく閲覧請求が拒絶され、または、同条に基づき請求された複写の提供を懈怠するときは、裁判所の命令に従う場合を除いて、次の各号に掲げる者は有罪となる。

(a) 当該会社、および

(b) 任務懈怠のある当該会社のすべての役員

(2) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき標準スケールのレベル3を超えない罰金に処され、違反が継続する場合には標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(3) 第1項に定める拒絶または懈怠があるときは、裁判所は会社に対し、速やかな閲覧、または、複写の請求者への送付を命ずることができる。

第747条 社債権者名簿：情報の請求または開示に関する罪 (Register of debenture holders: offences in connection with request for or disclosure of information)

(1) 第744条に基づく請求に応じ、故意または重過失 (recklessly) により、重要な事項について誤導的、虚偽または詐欺的な記述をした者は、有罪となる。

(2) 第744条が付与する権利の行使により取得した情報を保持する者は、次の各号に掲げるときは、当該他の者が不適正な目的のために当該情報を利用するおそれのある者であることを知り、または、知り得べかりし場合に限り、有罪となる。

(a) 他の者に当該情報を開示する結果となる何らかの行為をするとき、または

(b) 何らかの行為を怠った結果として、当該情報が他の者に開示されたとき

(3) 本条の下で有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決に基づき、2年以下の禁錮もしくは罰金 (またはその併科)

(b) 陪審によらない有罪判決に基づき、(i) イングランドおよびウェールズにおいては、12月以下の禁錮もしくは法定最高限度を超えない罰金 (またはその併科)、(ii) スコットランドまたは北アイルランドにおいては、6月以下の禁錮も

しくは法定最高限度を超えない罰金（またはその併科）

第748条 社債権者名簿への登載に関する請求の期限 (Time limit for claims arising from entry in registration)

(1) 次の各号に掲げる行為に関する会社の責任は、名簿への登載または削除の日から10年を超えるとときは、追及することができない。

(a) 社債権者名簿への登載もしくは名簿からの削除、または、

(b) 前号の登載もしくは削除の懈怠

(2) 前項の期間制限は、より短期の制限（また、スコットランドにおいては、前項の責任を生じさせる義務が当該期間の満了前に時効にかかるとする法原則）を禁止するものではない。

補則 (Supplementary provisions)

第749条 社債権者の信託証書謄写権 (Right of debenture holder to copy of deed)

(1) 会社の社債権者は、請求により、所定の料金を支払い、当該社債を担保する信託証書の謄本を受領する権利を有する。

(2) 本条の遵守を懈怠するときは、任務懈怠のある当該会社の一切の役員は有罪となる。

(3) 本条の下で有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき標準スケールのレベル3を超えない罰金に処され、違反が継続する場合には標準スケールのレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(4) 本条の懈怠がある場合には、裁判所は、会社に対し、請求者に当該謄本を送付するよう命ずることができる。

第750条 社債の受託者の責任 (Liability of trustee of debentures)

(1) 次の各号に掲げるものに定める規定は、信託証書の受託者が、受託者に権限、権能または裁量を付与する信託証書の規定に関連して、受託者として要求される注意義務 (care and diligence) を尽くしたことを証明できない場合に、当該受託者を信託違反の責任から免除し、または、その責任を補償する効力を有する限りにおいて、無効である。

(a) 社債の発行を担保する信託証書

(b) 信託証書によって担保される社債の社債権者との契約

(2) 前項の規定は、次の各号に掲げるものを無効とすることはない。

(a) 受託者によってなされた作為または不作為について、前項の規定がなければ有効に与えられる事後の免責

(b) 前号の免責を次の場合に可能とする規定

(i) 免責のために招集された社債権者集会において、社債の金額の75%以上を有する社債権者が出席して自ら議決権を行使し、または、代理人による議決権行使が認められる場合に議決権を代理行使して、その過半数の賛成によって同意される場合、かつ、

(ii) 特定の作為・不作為に関し、または、行為を行いまたは行わなかった受託

者に関する場合

(3) 本条は第751条の規定に服する。

第751条 社債の受託者の責任：一定の旧規定に関する適用除外 (Liability of trustee of debentures: saving for certain older provisions)

(1) 第750条(社債の受託者の責任)は、次の各号に掲げる効力を有するものではない。

- (a) 関連期日に効力を有する規定を、(i) 当該規定の利益を享受する者、または、(ii) 本条第3項に基づく規定の利益を事後に付与された者に関する限りで、無効とすること
 - (b) 当該規定が効力を有する間になされた作為・不作為について、その者から免責または補償を受ける権利を奪うこと
- (2) 前項に定める関連期日とは、次の各号に掲げる期日をいう。

(a) 本条の施行前に1985年会社法第192条が適用される場合には、1948年7月1日

(b) 本条の施行前に1986年会社(北アイルランド)令(S.I. 1986/1032 (N.I. 6))

第201条が適用される場合には、1961年7月1日

(3) 信託証書の受託者が本条第1項により適用除外とされる規定の利益を享受するときは、当該規定の利益は、次の各号に掲げる者のいずれにも与えることができる。

- (a) 当該信託証書の現在または将来のすべての受託者、または、
 - (b) そのために招集された社債権者集会において、社債の金額の75%以上を有する社債権者が出席して自ら議決権を行使し、または、代理人による議決権行使が認められる場合に議決権を代理行使して、その過半数の賛成によって成立した決議によって、指名された受託者または提案された受託者
- (4) 前項の社債権者集会は、信託証書の規定、または、信託証書に別段の規定がない場合には裁判所の承認する方法に従って、招集されなければならない。

第752条 償還された社債の再発行権限 (Power to re-issue redeemed debentures)

(1) 会社は、既発行の社債を償還したときは、次の各号に掲げる場合を除いて、同一の社債の再発行またはそれに代わる新たな社債の発行のいずれかによって、社債を再発行することができる。

- (a) 反対の趣旨の(明示または黙示の)規定が、会社の定款または会社の締結する契約に含まれている場合、または、
- (b) 会社が、その旨の決議の可決またはその他の行為によって、当該社債を消却する意思を示していた場合

本条は、常に効力を有したものとみなされる。

(2) 償還された社債の再発行に当たり、当該社債について権利を有する者は、当該社債が償還されなかった場合と同様の優先的地位を有する(また、そのような地位を常に有したものとみなされる)。

(3) 本条に基づく社債の再発行またはそれに代わる他の社債の発行は、印紙税との関係では新たな社債の発行として取り扱われるが、発行される社債の金額または数を制限する規定との関係では新たな社債の発行としては取り扱われない。

(4) 本条に基づき再発行された社債券であって、適正に印紙税を支払ったと認められるものを担保に金銭を貸与する者は、当該社債が適正に印紙税を支払っていないことに気付いていた場合（または過失がなければ気付いたはずの場合）を除いて、印紙税またはそれに関する罰金の支払なしに、その担保を執行するための訴訟手続において、証拠として当該社債券を提出することができる。

その場合には、当該会社は、適切な印紙税および罰金を支払う責任を負う。

第753条 社債券の預託 (Deposit of debentures to secure advances)

会社が、当該会社の社債を、時として当座勘定その他に借入金を保証するために預託している場合、当該社債は、このように預託されている限り、会社の当該勘定が貸越しでなくなったことのみを理由に、償還されたものとは扱われない。

第754条 社債が浮動担保によって担保される場合の優先権 (Priorities where debentures secured by floating charges)

(1) 本条は、イングランドおよびウェールズまたは北アイルランドにおいて登記された会社の社債が浮動担保によって付保されている場合に適用される。

(2) 社債権者または社債権者のために行為する者が当該担保を構成しまたは当該担保に服する資産を占有し、かつ、当該会社がある時点で解散の過程にないときは、会社の優先的な債務は、社債に関する元本および利息の請求に優先して、当該占有を行う者が占有する財産から支払われるものとする。

(3) 前項にいう優先的な債務とは、1986年支払不能法(c. 45)附則 6 または1989年支払不能 (北アイルランド) 令(S. I. 1989/2405 (N. I. 19))附則 4 に列挙する債務のカテゴリーを意味する。これらの附則の適用において、関連期日とは、本条第2項の占有が行われた期日をいう。

(4) 本条に基づく支払は、可能な限りで、一般債権者への支払に充てられる会社資産から埋め合わされるものとする。

[川島いづみ]

第21編 有価証券およびその譲渡

(CERTIFICATION AND TRANSFER OF SECURITIES)

[解 説]

第21編は、有価証券およびその譲渡について定めている。このうち、第768条から第770条、第772条から第779条ならびに第781条および第782条は、株式その他の有価証券およびその譲渡について定めていた1985年会社法第5編（第183条から第189条まで）を規定し直したものである⁽¹⁾。

イギリス法も我が国と同じく株式譲渡自由の原則を定めており（2006年会社

法544条1項)、会社の定款または1963年株式譲渡法 (the Stock Transfer Act 1963) に定める手続にしたがってこれを譲渡することが可能である。

会社法上、株式の発行については、証券が発行される場合 (certificated)、証券が発行されない場合 (uncertificated or dematerialised) および無記名株券 (share warrant) の発行の3つの方式が定められている⁽²⁾。1996年にロンドン証券取引所が電子決済システム (CSD) を導入したことにより、上場会社においては株券が発行されないが、その他の会社では、株券または無記名株券が用いられる⁽³⁾。

証券が発行されている場合における株式の譲渡には、当該譲渡を証明する文書 (譲渡証書 (instrument of transfer)) が必要である。払込済株式の譲渡証書はとくに株式譲渡書式 (stock transfer form) と呼ばれる (1963年株式譲渡法1条)。私会社用のモデル定款 (Model articles for private companies limited by shares) は、譲渡証書について、「通常の様式 (usual form)」によるかあるいは取締役会が承認した様式によることを義務づけている (私会社モデル定款26条)。公開会社用のモデル定款 (Model articles for public companies) では、証券の発行の有無により規定が分けられており、発行される場合は私会社と同様であるが (公開会社モデル定款63条)、そうでない場合はとくに規定を設けていない。しかしながら、この場合であっても、取締役会の裁量で必要な手続を定めることが認められており、一定の様式を用いることも可能である (公開会社モデル定款50条)。

このように株券が発行されていない場合 (上場会社の場合を含む) を除いて、株式譲渡は意思表示や株券の交付のみではこれをなしえず、必ず書面によらなければならない。具体的には、株式を譲渡するに際して譲渡証書を作成し、これに署名をしたうえで、株券とともに会社へ送付しなければならない。適切な譲渡証書が会社へ送付されない限り、会社は株式譲渡を登録してはならない (2006年会社法770条1項)。株式譲渡にかかる登録申請は、譲受人からなされるのが通例であるが (登録が完了して初めて譲受人は当該譲渡株式にかかる権利を完全に取得するため)、譲渡人の側からかかる申請を行うことも全く同様に認められている (2006年会社法772条)。

会社による株式譲渡にかかる登録は、会社が譲渡につき記録簿を作成してい

(1) DTI, at para. 1091.

(2) Palmer's Company Law, § 6. 301.

(3) Mayson, French & Ryan on Company Law 26th edition, pp. 223, 234-235.

る場合には当該記録簿に記載したうえで、株主名簿の当該譲渡株式にかかる名義を変更する。会社は提出を受けた譲渡人の株券を無効としたうえで、譲受人に新株券を発行する（保有株式の一部のみを譲渡した場合には、譲渡人と譲受人の双方にそれぞれ新株券を発行することになる）。かかる登録は遅くとも2ヶ月以内にはこれを完了させねばならず、これを怠った場合には会社および役員に科料の制裁がある（2006年会社法771条3項4項）。

会社は一定の場合に株式譲渡にかかる申請を拒絶することがある。会社が株式譲渡にかかる登録を必ず拒絶しなければならない場合としては、たとえば当該譲渡が定款に違反する場合、印紙税が必要な場合にそれが適正に納付されていない場合、適正な譲渡証書が会社へ送付されない場合などが挙げられる。これらの場合は、取締役会に当該譲渡を登録する裁量の余地は一切認められない。上記の拒絶事由以外にも、定款に規定を設けることにより、取締役会に登録にかかる裁量権を与えることが可能である。私会社向けのモデル定款では、理由の如何を問わず株式譲渡にかかる申請を拒絶することができる旨定められており（私会社モデル定款26条5項）、公開会社向けのモデル定款には、拒絶事由として、株式が払込済でない場合、適切な文書が提出されていない場合、複数の種類株式について譲渡証書が作成された場合、4人以上の者に対して譲渡が行われた場合が規定されている（公開会社モデル定款63条5項）。

会社が株式（または社債）の譲渡にかかる登録を拒絶した場合、1985年会社法183条5項は、単に2ヶ月以内にその旨を通知すれば足りるとしていた。2006年会社法は、その理由を通知することを新たに義務づけるものであるが（2006年会社法771条2項）、通知の有無は譲渡の効力には一切影響を及ぼさないものとされる。

全額払込済株式については、株券（記名株券）に代えて無記名株券を発行することも可能であるが、実務上まれであるようである。無記名株券が発行される場合、会社は株主名簿から当該株主の氏名を抹消し、無記名株券が発行されている旨とその発行株式数および発行日を記載する（2006年会社法122条1項）。無記名株券の所持人の地位は、定款によって定まり（同条3項）、その譲渡は、当該株券の交付によってなすことができる（2006年会社法779条2項）。

無記名株券の所持人は、無記名株券の利用を取りやめ、これを会社へ返還することで、自己の氏名を株主名簿に搭載することを会社を求めることができる（2006年会社法780条）。

本編の規定は、2008年4月6日より施行されている。

〔条 文〕

第 1 章 有価証券およびその譲渡：通則
(Certification and transfer of securities: general)

第768条 株券の資格授与的効力 (Share certificate to be evidence of title)

(1) イングランドおよびウェールズもしくは北アイルランドで登記された会社においては、社員が保有する、株式であることを示す会社印の押された証券は、当該株式にかかる当該社員の権利の一応の証拠 (prima facie evidence) となる。

(2) スコットランドで登記された会社においては、次の各号に掲げる証券が、反証無き限り、当該株式にかかる当該社員の権利の十分な証拠となる。

- (a) 社員が保有する、株式であることを示す会社印 (common seal of the company) の押された証書、または
- (b) 社員が保有する、株式であることを示す証書で、1995年スコットランド証書要件法 (the Requirements of Writing (Scotland) Act 1995) に従い会社がこれを引き受けたもの

割当に基づく証券等の発行 (Issue of certificates etc on allotment)**第769条 会社の割り当てに基づく証券等の発行義務 (Duty of company as to issue of certificates etc on allotment)**

(1) 会社は、その発行する株式を割り当てたのち 2 カ月以内に、次の各号に掲げる証券を作成し、送付の準備を整えなければならない。

- (a) 割り当てられた株式にかかる株券
 - (b) 割り当てられた社債券 (debentures), または
 - (c) 割り当てられたディベンチャー・ストック (debenture stock) にかかる証券
- (2) 本条第 1 項は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。
- (a) 株式、社債あるいはディベンチャー・ストック (debenture stock) の発行条件に別段の定めがあるか、
 - (b) 金融機関に対して割り当てられる場合 (第778条参照) か、または、
 - (c) 当該割当後に、当該株式にかかる無記名株券を会社が発行する場合 (第779条参照)

(3) 本条第 1 項を遵守しない場合は、当該会社の任務懈怠のある全ての役員が有罪となる。

(4) 本条第 3 項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル 3 を超えない科料に処せられ、違反が継続する場合には、標準スケールにおけるレベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の科料を加算される。

証券の譲渡 (Transfer of securities)

第770条 譲渡の登録 (Registration of transfer)

(1) 会社は、自社の株式または社債の譲渡につき、以下の各号に掲げる場合を除くほかは、登録をしてはならない。

(a) 適切な譲渡証書 (proper instrument of transfer) が会社に交付されるか、または

(b) 当該譲渡が1982年株式譲渡法に定める適用除外譲渡 (exempt transfer) であるか、もしくは本編第2章に基づく規制に従う場合

(2) 本条第1項は、法適用の結果として会社の株式または社債にかかる権利の移転を受けた者を株主または社債権者として登録する当該会社の一切の権限に影響を及ぼさない。

第771条 譲渡申請手続 (Procedure on transfer being lodged)⁽⁴⁾

(1) 会社に株式または社債の譲渡の申請があったとき、当該会社は、可及的速やかにまたは遅くとも当該申請がなされた日より2ヶ月以内に、次の各号に定めるところのいずれかによらなければならない。

(a) 当該譲渡を登録するか、または、

(b) 当該譲渡の登録を拒絶する通知を、その理由も付して譲受人に送付する

(2) 会社が、譲渡登録を拒絶するときは、拒絶理由に関して譲受人が合理的に請求しうる限度でより詳細な情報を提供しなければならない。

当該情報は、取締役会議事録の写しを含むまでのものではない。

(3) 会社が本条を遵守しない場合は、次の各号に掲げる者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、(b) 当該会社の任務懈怠のある全ての役員

(4) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル3を超えない科料に処せられ、違反が継続する場合には、標準スケールにおけるレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の科料を加算される。

(5) 本条は次の各号に掲げる場合には適用されない。

(a) 発行会社が、当該株式について無記名株券を発行している場合 (779条参照) の当該株式の譲渡、(b) 法適用の結果としての株式または社債の移転

第772条 譲渡人の申請に基づく株式譲渡 (Transfer of shares on application of transferor)

会社の株式または持分の譲渡人による申請に基づく場合も、当該会社は、譲受人により登録の申請がなされたのと同様の方法および条件で、社員名簿に譲受人の氏名を記載するものとする。

(4) 本条第2項は、譲渡登録を拒絶する場合には、その理由を譲受人に開示することを新たに義務づけている。これは CLR による勧告内容に含まれていたものである。Company Law Review (CLR), Final Report, paras. 7. 44 and 7. 45. DTI, supra note 1, para. 1093.

第773条 人格代表者による株式譲渡の履行 (Execution of share transfer by personal representative)

会社の死亡社員が保有していた株式またはその他の持分の譲渡証書は、次の各号に定めるところによる。

- (a) 当該死亡社員の人格代表者 (personal representative) が、当該会社の社員でなくとも、これを作成することができ、
- (b) 当該人格代表者が当該証書の作成時における社員であるのと同様の効力を有する。

第774条 遺言検認認可書等の証拠力 (Evidence of grant of probate etc)

会社に対して次の各号に掲げる事項を認可するについての法律上十分な証拠となる文書を作成したときは、会社はそれら文書が当該認可の十分な証拠である旨承認したものとする。

- (a) 死亡社員の遺志の検認、(b) 死亡社員の遺産管理状、または、
- (c) 死亡社員の遺言執行人であることの確認

第775条 譲渡証書の認証 (Certification of instrument of transfer)

(1) 会社による、当該会社の株式または社債の譲渡証書の認証は、当該認証を信頼して行為した者に対して、証書にその氏名が記載された譲受人に当該株式または社債にかかる一応の権利が存することを証明する文書が会社に対して作成されたことを表明したものとする。

(2) 前項の証書は、譲受人が株式または社債にかかる一切の権利を有することを表明するものではない。

(3) 会社が重過失により行った虚偽の認証を信頼して行為した者がいるとき、会社は、当該認証が詐欺により行われた場合と同様の責任をその者に対して負う。

(4) 本条の目的に関連して、

- (a) 譲渡証書に「証書が発行される」との文言（またはそれと同様の趣旨の文言）が含まれるとき、当該証書は認証されたものとする。
- (b) 次に掲げる場合には、譲渡証書の認証が会社によりなされたものとする。
 - (i) 証書の発行者が、会社に代わって認証された譲渡証書を発行する権限を有している者であるとき
 - (ii) 当該証書が、会社に代わって譲渡を認証する権限を有する者か、会社または法人の役員または使用人で当該権限を有する者によって証書に署名がされたとき
- (c) 認証につき署名がなされたものと取り扱われる場合とは、次に掲げる場合をいう。
 - (i) 当該署名またはイニシャル（自署かどうかは問わない）により証書が確認されることが予定されており、かつ、
 - (ii) 当該署名またはイニシャルが、その者自身によるものでも、また会社に代わって譲渡を認証する目的で署名またはイニシャルを用いる権限を有する者によるものでもないことの証明がないとき

譲渡に基づく証券等の発行 (Issue of certificates etc on transfer)

第776条 譲渡に基づく証券等の発行にかかる会社の義務 (Duty of company as to issue of certificates etc on transfer)

(1) 会社は、その発行する株式、社債およびディベンチャー・ストック (debenture stock) の譲渡申請があった日より2カ月以内に、次の各号に掲げる証券等を作成し、送付の準備を整えなければならない。

- (a) 譲渡株式にかかる証券、(b) 譲渡社債、
 - (c) 譲渡されたディベンチャー・ストック (debenture stock) にかかる証券
- (2) 本条の目的に関連して、「譲渡」とは次の各号に掲げるものを意味する。
- (a) 印紙税が適正に支払われる等の有効な譲渡、または、
 - (b) 1982年株式譲渡法 (the Stock Transfer Act 1982) に定める適用除外譲渡ただし、会社が理由の如何を問わず登録を拒絶する権限を有し現に拒絶した譲渡はこれにふくまれない。

(3) 本条第1項は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

- (a) 株式、社債あるいはディベンチャー・ストック (debenture stock) の発行条件に別段の定めがあるか、
- (b) 金融機関に対して譲渡がなされる場合 (第778条参照) か、または、
- (c) 当該譲渡後に、当該株式にかかる無記名株券を会社が発行する場合 (第779条参照)

(4) 本条第1項は、第777条 (1982年株式譲渡法 (the Stock Transfer Act 1982) の適用がある場合) に従って効力を有する。

(5) 本条第1項を遵守しない場合、当該会社の任務懈怠のある全ての役員が有罪となる。

(6) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル3を超えない科料に処せられ、違反が継続する場合には、標準スケールにおけるレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の科料を加算される。

第777条 証券等の発行：1982年株式譲渡法の適用がある場合 (Issue of certificates etc: cases within the Stock Transfer Act 1982)

(1) 第776条第1項 (譲渡に基づく証券等の発行にかかる会社の義務) は、1982年株式譲渡法第3条による規制に基づき、譲渡証券またはこれにかかる権利を証する証書その他の書面を有さない者に対する譲渡には、適用されない。

(2) ただし、譲受人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、第776条 (証券等の発行にかかる会社の義務) は、同条第1項にいう譲渡申請日を通知日としてこれを適用する。

- (a) 後に1982年株式譲渡法第3条による規制に基づき当該証券その他の書面を有することとなり、かつ、(b) 当該事実を会社に書面で通知したとき

金融機関に対する割当または譲渡にかかる証券等の発行

(Issue of certificates etc on allotment or transfer to financial institution)

第778条 証券等の発行：金融機関に対する割当または譲渡

(1) 次の各号に掲げる場合、会社は割当または譲渡の結果として第769条第1項または第776条第1項（証券等の発行にかかる会社の義務）を遵守することを要しない。

- (a) 当該会社の株式または社債が金融機関に対して割り当てられる場合
- (b) 当該会社のディベンチャー・ストックが金融機関に割り当てられる場合
- (c) 当該会社の株式、社債、ディベンチャー・ストックの金融機関に対する譲渡が申請された場合。

(2) 「金融機関」とは、次の各号に掲げる者を意味する。

- (a) 公認投資取引所 (a recognized investment exchange) と関連して活動を行う公認クリアリング・ハウス (a recognised clearing house)
- (b) 上記公認クリアリング・ハウスまたは公認投資取引所により、本条の目的に関連して、当該公認投資取引所が定める規則によって任命された者

(3) 本条第2項の文言は、2000年金融サービス市場法第18編におけるのと同義である。

無記名株券 (Share warrants)**第779条 無記名株券の発行および効力 (Issue and effect of share warrant to bearer)**

(1) 株式有限責任会社 (a company limited by shares) は、定款の授権により、全額払込済株式 (fully paid shares) につき、その所持人が所定の株式を取得する権利を有することを内容とする証券（「無記名株券」(a “share warrant”)）を発行することができる。

(2) 会社印が捺されるか、または1995年スコットランド証書要件法に従って署名されて（スコットランドにおける場合）発行された無記名株券は、その所持人に対して、当該株券が表章する株式にかかる権限を付与し、かつ、当該株券の交付により当該株式が移転する。

(3) 無記名株券発行会社は、定款で授権することにより、当該株券が表章する株式に係る将来の配当支払いを（利札 (coupons) その他の方法で）なすことができる。

第780条 無記名株券の返還に基づく株券の発行にかかる会社の義務 (Duty of company as to issue of certificates on surrender of share warrant)

(1) 会社は、無記名株券が記名式への変更のために返還された後2ヶ月以内に、当該無記名株券に代替する株券を作成し送付の準備を整えなければならない。

(2) 本条第1項は、定款に別段の定めがあるときは、適用しない。

(3) 本条第1項を遵守しない場合、当該会社の任務解怠のある全ての役員が有罪となる。

(4) 本条第3項に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル3を超えない科料に処せられ、違反が

継続する場合には、標準スケールにおけるレベル3の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の料金を加算される。

第781条 無記名株券に関する罪（スコットランド） (Offences in connection with share warrants (Scotland))

(1) スコットランドにおいては、次の各号に掲げる者は有罪となる。

(a) 本法に従って発行される無記名株券もしくは利札、または無記名株券または利札となる事が予定されている文書について、詐害の意思をもって、偽造 (forge) もしくは変造 (alter) を行うか、または偽造もしくは変造されたものであることを知りながらこれを売り出し (offer)、流通させ (utter)、処分し (dispose of)、もしくは放棄 (put off) した者

(b) 偽造または変造された無記名株券、利札または文書を用いて、本法に基づき会社の株式もしくは持分の取得を要求もしくは試みた者、または当該無記名株券、利札または文書が偽造ないし変造されたものであることを知りながら、株式もしくは持分にかかる配当もしくは金銭の支払いを受けることを要求もしくは試みた者

(2) スコットランドにおいて、正当な権限または理由（立証責任はその者に課せられる）なく次の各号に掲げる行為をした者は、有罪となる。

(a) 金属板、木材、石材その他の素材に、特定の会社により本法に基づいて発行もしくは作成された無記名株券もしくは利札、または、同様に発行もしくは作成された白地式の無記名株券または利札、または、それら無記名株券または利札の一部とされる無記名株券または利札を刻み込みもしくは作成した者、

(b) 前号の金属板、木材、石材その他の素材を、無記名株券もしくは利札、または、同様に発行もしくは作成された白地式の無記名株券または利札、または、それら無記名株券または利札の一部を作成もしくは印刷するために利用した者、または、

(c) 前2号の金属板、木材、石材その他の素材を、故意に保有していた者

(3) 本条第1項に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、6月以下の懲役または標準スケールのレベル5を超えない料料に処せられるか、またはそれらが併科される。

(4) 本条第2項に基づき有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、7年以下の懲役または料料（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、6月以下の懲役または法定最高額以下の料料（またはその併科）

補則 (Supplementary provisions)

第782条 証券等の発行：裁判所命令による不履行の解消 (Issue of certificates etc: court order to make good default)

(1) 以下の各号に掲げる規定の不履行を解消するよう命令する通知を受けた会社が、当該通知の受領より10日以内に当該不履行を解消しないとき、証券の保有者または社

債の受取人は裁判所に申し立てることができる。

- (a) 第769条第1項 (割当に基づく証券等の発行にかかる会社の義務)
 - (b) 第776条第1項 (譲渡に基づく証券等の発行にかかる会社の義務)
 - (c) 第780条第1項 (無記名株券の返還に基づく証券の発行にかかる会社の義務)
- (2) 前項の申し立てに基づき、裁判所は会社およびその役員に対して、命令において定めた期間内に当該不履行を解消するよう命ずることができる。
- (3) 前項の命令は、申請にかかる全費用 (スコットランドにおいては支出) を当該不履行に関し有責である会社およびその役員が負担すべき旨定めることができる。

第2章 証券にかかる権利の書面によらない証明および移転 (Evidencing and transfer of title to securities without written instrument)

通則 (Introductory)

第783条 本章の適用範囲 (Scope of this Chapter)

本章においては、次に掲げる各号に定めるとおりとする。

- (a) 「証券」とは、株式、社債、ディベنチャー・ストック、転換社債 (loan stock)、ボンド (bonds)、2000年金融サービス市場法 (the Financial Services and Markets Act 2000) の意味における集合投資スキームの投資単位およびその記載内容の如何を問わずその他のあらゆる証券を意味する。
- (b) 証券にかかる権利には、証券におけるあらゆる法的・持分的利益を含む。
- (c) 権利の譲渡には、証券を用いた譲渡を含む。
- (d) 書面によらない譲渡は、無記名証券 (bearer securities) に関しては、交付によらない譲渡を含む。

第784条 規則制定権限 (Power to make regulations)

- (1) 本章に基づく規則制定権限は、財務大臣および国務大臣が共同してまたは一致してこれを行行使しうる。
- (2) 本章にいう規則制定権限を有する当局とは、必要に応じて、両者の双方または一方を指すものと読み替えるものとする。
- (3) 本章に基づく諸規則は、採択決議手続 (affirmative resolution procedure) に服する。

行使可能権限 (Powers exercisable)

第785条 権利の証明および移転にかかる手続条項 (Provision enabling procedures for evidencing and transferring title)

- (1) 証券にかかる権利を書面によらずに証明し移転することを可能とするための条項は、規則をもってこれを定めることができる。
- (2) 規則により、次の各号に掲げる条項を定めることができる。
 - (a) 証券にかかる権利を記録し移転するための手続き、および、
 - (b) 前号の手続にかかる規制および当該手続の実行に責任を負うかまたはこれに

関与する者

(3) 規則には、投資家が保護されることおよび競争が制限、歪曲、抑止されないよう確保するために適切であると、当該規則を制定する当局が考える保障条項が盛り込まれなければならない。

(4) 規則には、当該規則が定める手続の実行を可能にしたりは促進するために、当該手続に基づき取引される証券の関係者の権利および義務に関する条項を設けることができる。

(5) 規則には、次の各号に掲げる事項を目的とする条項を定めることができる。

(a) 法適用の結果としての証券にかかる権利の移転

(b) 法令もしくは法的文書、裁判所命令または合意の条項によって生じた証券に係る権利の移転に対するあらゆる制約

(c) 当該条項に基づく権利者に代わって証券を処分する権限の他人への授与

(6) 次の各号に掲げる事項に関して規則で定めた手続の実行に責任を負う者に関する条項を規則で定めることができる。

(a) 破産または就業不能

(b) 当該手続に関する職務を他の者に委ねること

第786条 合意の採択を可能としたりは義務づける条項 (Provision enabling or requiring arrangements to be adopted)

(1) 本章の規則により、次の各号に掲げる条項を定めることができる。

(a) 会社または指定された種類の会社の社員が、普通決議により、書面によらずに証券にかかる権利の証明もしくは譲渡（またはその両方）を要するとする合意を採択することを可能とすること、または、

(b) 会社または指定された種類の会社が、当該合意を採択することを義務づけること

(2) 規則により、次の各号に掲げる事項に関する条項を定めることができる。

(a) 会社が発行する全ての証券、または、(b) 所定の記載がなされた全ての証券

(3) 本条第1項の条項を定める規則によりなされた合意は、次の各号に掲げる内容でなければならない。

(a) 当該合意が無ければ社員名簿に自己の氏名を記載する権利を有する者が、当該権利を失うものであってはならないこと、および

(b) 当該合意が無ければ当該証券にかかる権利を行使することのできる者が、引き続き当該権利の行使を実効的に支配できなければならないこと

(4) 規則には、次の各号に掲げる内容を定めることができる。

(a) 証券の発行および譲渡に関して会社が証書を発行することを禁止すること

(b) 会社の証券保有者に対する条項に、自己名義で保有する証券にかかる文書（一定の間隔でまたは特定の場合に）を要するものとする

(c) 証書または文書が証拠となるかどうかに関する条項

(5) 本条においては、次の各号に従うものとする。

(a) 指定された種類の会社とは、規則においてまたは第787条の命令により指定さ

れた種類の会社をいい、または、

(b) 「規定の」とは規則において規定されていることを意味する。

第787条 合意の採択を可能としたりは義務づける条項：規則制定 (Provision enabling or requiring arrangements to be adopted: order-making)

(1) 本章の規定に基づき規則制定権限を有する当局は、命令により次の各号に掲げる行為をなすことができる。

(a) 第786条の目的における種類の会社を指定すること（合意の採択を可能としたりは義務づける条項）

(b) 指定の記載がなされた証券に関して、指定された種類の会社または指定の会社もしくは指定の種類会社において、本章に基づき定められた規則の規定の条項が、本条によって、指定の修正に服したうえでの適用の有無

(2) 本条第1項における「指定の」とは命令における指定を意味する。

(3) 本条に基づく命令は不採択決議手続 (negative resolution procedure) に服するものとする。

補則 (Supplementary)

第788条 規則に盛り込むべき条項 (Provision that may be included in regulations)

本章の規定に基づく規則には、次の各号に掲げる条項を定めることができる。

(a) 法律もしくは法的文書の条項または法規則の修正または適用除外

(b) 必要に応じて修正を加えたうえでの、法律または法的文書（刑事罰を定める条項を含む）の適用

(c) 規則に定められたまたは規則に従って決定された額の費用の支払義務または支払請求権

(d) 規則を制定する当局に、当該規則に基づく自己の職務を、当該規則を遂行する意思および能力を有する者に委任する権限の付与

第789条 助言を求める義務 (Duty to consult)

次の各号に掲げる規則ないし命令を定めるにあたり、本章に基づく規則制定権限を有する当局は、適切と考えられる専門家との協議を行わなければならない。

(a) 本章の規定に基づく規則、または、(b) 第787条に基づく命令

第790条 登記官への決議の送付 (Resolutions to be forwarded to registrar)

第3編第3章（定款変更決議）の規定は、本章の規定に基づく規則により可決された決議に適用される。

〔菊田秀雄〕

〔付 記〕 本稿は、平成19年度～平成21年度科学研究費補助金（基盤研究(c)）による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究」（課題番号19530081）の研究成果の一部である。